相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市幸町一丁目八番、最後の住所山形県飽海郡遊佐町杉沢字奥屋一四一番地　被相続人　亡　志田　三也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

山形県酒田市東泉町四丁目一二番地の八　相続財産管理人　藤井　正寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市内ヶ島町一〇九五番地、最後の住所群馬県太田市内ヶ島町一〇九五番地　被相続人　亡　豊泉　政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

群馬県太田市浜町三番六号太田商工会議所会館四階　相続財産管理人　弁護士　神谷　保夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区大泉学園町二丁目二三四九番地、最後の住所埼玉県東松山市御茶山町一六番地一　ワコーレ東松山四〇六号　被相続人　亡　小熊　俊行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

事務所埼玉県熊谷市筑波二丁目五六番三　渡辺総合ビル三階　こばと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小林　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区東門前三丁目五三番地、最後の住所川崎市川崎区東門前三丁目三番七号　被相続人　亡　中村　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

川崎市川崎区榎町一番一号川崎センタービル六階　川崎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　引田　大地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前四丁目一五〇番地、最後の住所横浜市青葉区寺家町五四八番地二ヴェルデの森　被相続人　亡　神藏美枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階　相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市麻生田町一九六一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　殖栗　鐵男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

新潟県見附市昭和町二丁目二〇番三六号　相続財産管理人　司法書士　岩井　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区田町四丁目八一番地、最後の住所静岡県静岡市清水区緑が丘町一八番五号グリーンハイツ一〇四号　被相続人　亡　滝浪　町子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

静岡県静岡市清水区渋川四九七番地の一　相続財産管理人　山崎　敏弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区山東四二八六番地一の二、最後の住所静岡県浜松市天竜区次郎八新田一一番地の三　被相続人　亡　太田　新吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

静岡県浜松市中区中央二丁目一二番五号　相続財産管理人　古橋　清二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市水無瀬町三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松原まやう

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

名古屋市港区港明二丁目一番三号　相続財産管理人　司法書士　森田　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市日方一〇四〇番地、最後の住所大阪府寝屋川市太秦桜が丘三一番二八―四〇九号　被相続人　亡　亀井　脩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル五〇一号室　相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市古井町四五四番地、最後の住所大阪府豊中市立花町三丁目七番一二号　被相続人　亡　小林　重八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階　相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県光市浅江一丁目二一番地九、最後の住所山口県光市浅江一丁目二番一〇号　被相続人　亡　原田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十九日

山口県周南市梅園町三丁目五番二号　中村友次郎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村友次郎

第45期決算公告

平成30年1月18日　兵庫県豊岡市出石町桐野1150

但馬ティエスケイ株式会社

代表取締役　村川　眞敏

貸借対照表の要旨　（平成29年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,319,842	流動負債	588,769
固定資産	2,358,816	固定負債	86,574
有形固定資産	1,574,679	**負債合計**	**675,343**
無形固定資産	4,990	株主資本	5,003,315
投資その他の資産	779,147	資本金	56,000
		資本剰余金	4,947,315
		利益準備金	14,000
		その他利益剰余金	4,933,315
		（うち当期純利益）	(316,567)
		純資産合計	**5,003,315**
資産合計	**5,678,658**	**負債・純資産合計**	**5,678,658**